

令和8年度 広島市人権啓発ポスター一題字案 募集要項

(法務省人権啓発活動地方委託事業)

広島市では、例年、市内の高校生が、人権に関する題字（キャッチコピー）を自ら考え、「書」として表現した作品をポスターにして、市内各所（本市関係施設、市内バス停、JR駅、紙屋町シャレオ等）に掲出しています。

この度、広く市内高等学校（中等教育学校や特別支援学校を含みます。また、公立、私立は問いません。）の生徒の皆様が、「人権とは何か」「他人の人権に配慮するにはどうすればよいか」を自らが主体となって考えることにより、人権尊重の意識を学ぶ機会となるよう、「人権啓発ポスター」の題字案を公募することといたしました。

審査を経て選ばれた学校には、夏季休業期間を利用して、書道作品の制作を依頼させていただきます。予定です。

1 募集要項

(1) 募集内容

令和8年度人権週間（12月4日～10日）に合わせて掲出するポスターの題字（キャッチコピー）案

※ 一校一作品でご応募ください。

(2) 募集テーマ

次の主題に沿って、高校生自らが考えた題字案をお寄せください。

【題字の主題】かけがえのないひとりの人間として、尊重し合う

クラスメイトや先輩後輩、SNSでやりとりをする人、街ですれ違う人…誰もが、自分や自分の大切な人と同じように、「心」をもったかけがえのないひとりの人間であることを忘れず、相手を尊重したコミュニケーションをとることが人権を大切にすることにつながります。ポスターを見て、自分自身を認めるとともに、相手を思いやる心が育まれるような題字（キャッチコピー）案をお寄せください。

(3) 応募資格

書道のクラブ活動がある広島市内の高等学校（中等教育学校や特別支援学校を含みます。また、公立、私立を問いません。）

(4) 応募規定

ア 題字案

B2判のポスターに適した文字数とすること（おおむね20字以内、一字だけや一語だけのものは不可とします。）。

イ 書道作品（ポスター制作可否の判断資料として）

人権啓発ポスターと種類をほぼ同じくする過去の作品の原本の写し又は写真データ（サイズは問いません。）1作品。

(5) 応募方法

本市ホームページの応募フォームに所定の事項を入力するとともに、上記(4)のイ書道作品を応募先に電子メール、郵送又は持参により提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は、土日、祝日等を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。

(6) 募集期間

令和8年4月27日（月）～6月5日（金）（必着）

(7) 審査選考

広島市の「人権啓発ポスター題字選考会」により選考

(8) 発表

令和8年7月上旬までに、選考された学校に電子メール又は郵送でお知らせします。
また、広島市ホームページ上で、選考結果として、選考された題字案及び選考された学校名を公表します。

(9) 選考後の進め方

選考された題字案は、広島法務局への意見照会等を経た上で、本市において令和8年度人権啓発ポスターの題字として決定します。

選考された学校の生徒が夏季休業期間中に揮毫（きごう）し、書道作品としたうえで、8月末までに本市に提出していただきます。本市においてポスター化し、市内各所に掲出します。

ポスターには、「協力：〇〇〇〇高等学校書道部」と明記します（個人名は記載しません。）。また、「みんなの人権 110 番」の電話番号とともに、「広島法務局、広島県人権擁護委員連合会、広島市、広島県人権啓発活動ネットワーク協議会」と記載します。

2 注意事項

(1) 応募作品が次のいずれかに該当する場合は、審査の対象外となります。また、選考後に判明した場合は、選考を取り消すことがあります。

ア 公序良俗や法令に反するもの

イ 著作権や商標権、その他の第三者の権利を侵害するおそれのあるもの

ウ 応募者の自作でないもの

エ 既に発表されているものと同一又は類似の作品であることが認められるもの

(2) 応募フォーム等に虚偽の入力等をした場合、審査の対象外となります。また、選考後に判明した場合は、選考を取り消すことがあります。

(3) 選考された題字案及び書道作品の著作権は、広島市に帰属するものとします。

(4) 応募の際にいただいた題字案、書道作品（過去の作品）、CD-ROM 等の可搬記録媒体は返却しません。

(5) 応募及び作品制作に要する諸経費（制作費・郵送費等）は全て応募者・選考された学校の負担とします。

(6) 応募者の個別の審査結果については、お答えいたしかねます。

(7) 応募の際に提供された個人情報、本公募に関わる審査、連絡及び選考結果の公表以外の目的では使用しません。

(8) ポスターには、制作された高等学校名を記載します。

(9) 書道作品をポスター化するに当たり、デザインの調整が必要な場合は、制作された学校に連絡します。その際、連絡がつかない場合には、広島市に一任するものとします。

(10) ポスター（デジタルサイネージ掲載版を含む。）の印刷における校正は、広島市に一任するものとします。

【応募先／問合わせ先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市市民局人権啓発部人権啓発課（担当）末永

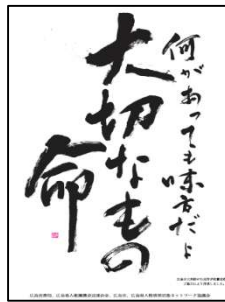
電話：082-504-2165 ファクス：082-504-2609

メールアドレス：jinken@city.hiroshima.lg.jp

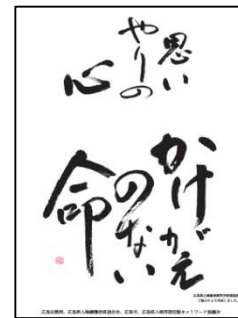
過去の広島市人権啓発ポスター



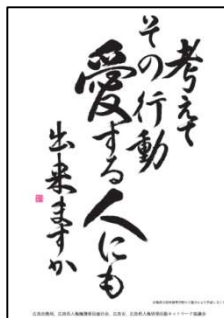
平成26年度
広島県立五日市高等学校



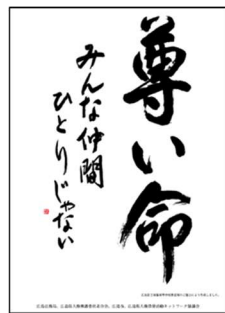
平成27年度
広島市立美鈴が丘高等学校



平成28年度
広島県立高陽東高等学校



平成29年度
広島県立安西高等学校



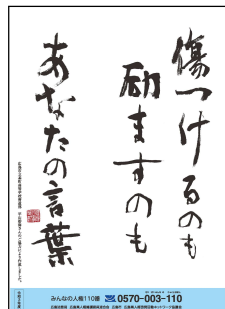
平成30年度
広島県立高陽高等学校



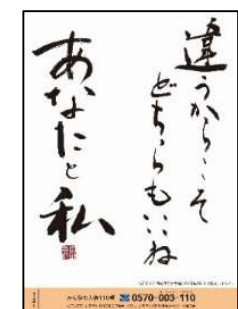
令和元年度
広島県立祇園北高等学校



令和2年度
広島市立舟入高等学校



令和3年度
広島市立基町高等学校



令和4年度
広島市立沼田高等学校



令和5年度
広島県立安芸南高等学校



令和6年度
広島市立沼田高等学校



令和7年度
安田女子高等学校

【応募案内のサイトについて】

1 「令和8年度広島市人権啓発ポスター題字案公募について」のページを開く

(1) 広島市ホームページ総合トップページから検索する方法

「1049487」と入力し、Q ボタンをクリックしてください。



(2) QR コードを読み込む方法

お手持ちのスマートフォン等で右の QR コードを読み取ってください。



2 応募フォームをクリック

開いたページで「応募フォーム」のリンクをクリックしてください。

応募方法

本市ホームページの【応募フォーム】に所定の事項を入力するとともに、上記応募規定2の書道作品を応募先に電子メール、郵送又は持参により提出してください。

なお、持参の場合の受付時間は、土日、祝日等を除く平日の午前8時30分から午後5時までとします。

[> 【応募フォーム】令和8年度広島市人権啓発ポスター題字案](#)

※ページ画面はイメージです。

3 応募フォームに入力

応募フォーム画面が表示されます。所定の事項を入力してください。

現在の位置: トップページ > 【応募フォーム】令和8年度 広島市人権啓発ポスター題字案

【応募フォーム】令和8年度 広島市人権啓発ポスター題字案

令和8年度広島市人権啓発ポスター題字案 応募用フォームです。

※ページ画面はイメージです。